

史跡上野城跡保存活用計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡上野城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、附属機関の設置等に関する条例(平成19年伊賀市条例第31号)第2条の規定に基づき、史跡上野城跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定に関し協議、検討、指導及び助言する。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 文化財に関する学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から保存活用計画が策定される日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、委員長が選任されていない場合にあつては、会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、保存活用計画が策定された日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。